



日進赤池箕ノ手土地区画整理組合

区画整理だより

<発行日>

令和4年8月吉日

<発行者>

日進赤池箕ノ手土地区画整理組合
理事長 山田 尊司

※組合事務所

日進市赤池町箕ノ手2番地1155
Tel/Fax. (052) 807-3126

<ホームページアドレス>

<http://www.nisshin-akaike.com/>

「事業の進捗状況について」

理事長 山田 尊司

残暑の候、組合員の皆様におかれましては、ますますご健勝のことと心からお喜び申し上げます。

さて、8月4日（木）に開催しました令和4年度第1回総代会において、令和3年度決算関係及び定款の一部変更等10議案が上程され、原案どおり可決されました。

工事に際しては、皆様には何かとご不便等をおかけする場合がありますが、地権者をはじめ地域住民の方々の安全第一で施工をしてまいりますので、何卒ご理解ご協力のほどよろしくお願い致します。

第四期 保留地販売のお知らせ

- 申込期間 令和4年9月10日（土）～9月14日（水） 午前10時～午後4時
 - 受付場所 日進赤池箕ノ手土地区画整理組合事務所
 - 入札日 令和4年9月17日（土）午前10時～
 - 会場 あいち尾東農業協同組合 日進支店 農協会館3階大会議室
- ※ 詳細については、組合ホームページに掲載されています

■草刈り等について（お願い）

すでに使用収益開始された土地については、境界杭の保全及び草刈り等自己管理していただきますようお願いいたします。





保留地の詳細情報は、
組合ホームページをご覧ください



◇ 目次 ◇

- ・事業の進捗状況について ...1 頁
- ・令和4年度第1回総代会 ...2 頁
- ・電柱の新設予定について ...3 頁
- ・組合からのお願い ...4 頁

令和4年度第1回総代会

令和4年8月4日（木）開催の令和4年度第1回総代会において、令和3年度決算関係等10議案が上程され、原案どおり可決承認されました。

認定・議案		内 容
令和3年度 決算関係	認定第1号	令和3年度事業報告について
	認定第2号	令和3年度経費収入支出決算について
	認定第3号	令和3年度末財産目録について
議案第1号		定款の一部変更について
議案第2号		評価の指数1個当りの単価について
議案第3号		権利価額割合について
議案第4号		仮清算金の分割徴収利率について
議案第5号		令和4年度仮清算金経費収入支出予算について
議案第6号		仮換地の一部指定変更について
議案第7号		保留地の一部変更について

【定款の一部変更：清算金の算定】

比例清算方式から差額清算方式に変更します。

当地区は交付清算金が多く、公平性の観点から、一般権利者の負担ではなく、保留地面積増分で得られた組合の収入増分で手当てすべきであることが理由です

【仮清算の実施予定】

高額徴収者のみを対象とした仮清算の実施を令和4年度に実施します。なお、組合員全員を対象とした本清算は、換地処分後となります。

■ 令和3年度収支決算書（概要）

収入額 金 1,349,509,714 円
 支出額 金 736,812,044 円
 差引残額 金 612,697,670 円（令和4年度への繰越金）

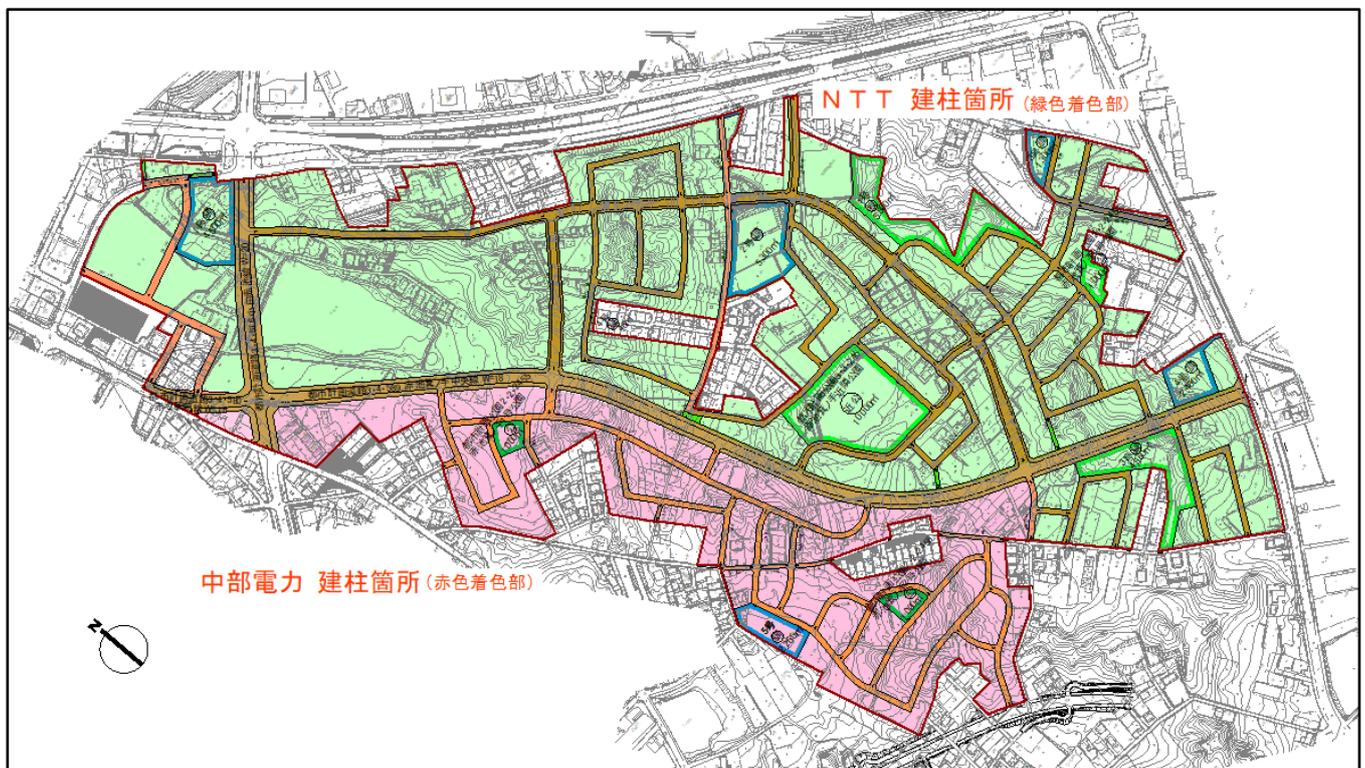
収入の部		
科 目	決算額（円）	説 明
保留地処分金	317,002,339	保留地処分10区画分
助成金	26,552,800	令和2年度市補助金（繰越）、令和3年度市補助金
預金利子	465,059	金融機関預金利子（あいち尾東農業協同組合、豊田信用金庫）
雑収入	8,834,730	駐車場代、出資配当金、分筆費用、諸証明手数料等
繰越金	996,654,786	令和2年度決算繰越金
収入合計	1,349,509,714	

支出の部		
科目	決算額(円)	説明
工事費	409,583,584	区画道路築造費、水路築造費、整地費、工事雑費
補償費	159,338,879	建物等移転費、電柱移設費、ガス移設費
負担金	64,353,300	上水道新設負担金、污水管築造工事等
調査設計費	67,421,750	事業計画変更、工事施工管理等業務、工事実施設計等業務、仮換地指定変更業務、常用測量業務等
会議費	173,000	総代会費、評価員会費
事務所費	35,187,131	事務委託費、役員報酬、事務職員給料、PC等リース代、保留地処分諸費、需用費等
雑支出	754,400	顧問弁護料等
支出合計	736,812,044	

電柱の新設予定について

区画整理事業地内においては、新たに設置する電柱は、民地の中に新設されますので、何卒ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、その際は、中部電力またはNTTより直接ご連絡させていただきます。



組合からのお願い

・土地の名義等を変更された方・住所変更された方へ

地区内の土地で、下記のような変更をなされた方は、その土地の『登記事項証明書』を、組合員皆様方の転居等により住所変更された方は『住民票（写し）』を、組合に必ずご提出下さい。

（申請書類は組合にありますので、お問い合わせ下さい。）

- | | |
|--------------------|--|
| ① 売買されたとき | ④ 複数名義から単独名義になったとき |
| ② 贈与、相続されたとき | ⑤ 合筆、分筆されたとき |
| ③ 単独名義から複数名義になったとき | ⑥ その他登記事項証明書の内容に変更があったとき（但し、抵当権のみの変更は除く） |

・建築等の行為をされる方へ〔土地区画整理法第76条申請が必要です。〕

土地区画整理事業施行区域内では、事業計画決定の公告があった日の翌日から換地処分の公告の日まで、以下の行為について制限を受けることになります。

1. 建築物その他の工作物の新築、改築、又は増築を行う場合
2. 重量が5トンを超える物件の設置又は堆積
3. 土地の形質の変更

これらに該当する行為を行う場合は、日進市長の許可が必要となり、一定の許可申請手続きをお願いすることになります。この手続きは事業の支障となる行為を排除し、円滑な事業推進を図るためのものです。万一、無許可でこれらの行為を行ったり、許可条件に違反した場合は、土地の原状回復、建築物又は工作物の排除を命じることがありますので、十分ご理解いただきたいと思えます。

（申請書類は組合にありますので、お問い合わせ下さい。）

・工事現場への立入り禁止について

犬の散歩等による工事現場への立入りはご遠慮ください。

特に、お子様の現場への立入りは非常に危険ですので、ご注意願います。

・組合土地立入りについて

測量及び調査のために、土地に立入りさせていただく場合がありますので、皆様方のご理解、ご協力をお願いします。

なお、民家等敷地内に立入りさせていただく場合には、あらかじめ連絡させていただいた上で、立入りさせていただきますので、よろしくをお願いします。

立入時間：日の出より日没まで

組合ホームページについて

当地区は、本区画整理事業の内容等を広く知ってもらうための情報窓口として、公式ウェブサイト「STATION CITY 日進赤池ヒルズ」を開設しておりますので、ご覧下さい。

<ホームページアドレス：http://www.nisshin-akaike.com/>

問い合わせ先（組合事務所）

住 所：〒470-0126

日進市赤池町箕ノ手2番地1155

電 話：052（807）3126

執務時間：平日：月曜日から金曜日

午前9時から午後4時まで

（但し、正午から午後1時までは休務）

休日：土日及び祝日並びに組合が休務と定めた日（年末・年始・お盆）